訪問介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電　　話　０４２－４９３－６５６１
受付時間　９：００～１７：００（月曜日～土曜日）
担　　当　山崎　友子／久保田　友子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 救世軍ホームヘルパーステーションいずみの概要

（1） 事業所概要

事業者番号	１３７４７００６２１
事業所名	社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍ホームヘルパーステーションいずみ
所在地	東京都清瀬市竹丘１－１７－２４
サービス提供地域	清瀬市　清瀬市隣接市

＊ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2） 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士 社会福祉士 介護支援専門員	(1)名		(1)名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名		2名
事務	－	(1)名		(1)名
訪問介護員	介護福祉士		3名	3名
	訪問介護員１・２級養成研修課程修了		5名	5名

（ ）は兼務

（3） サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~18:00	早朝 6:00~ 8:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~ 6:00	備考
平日	○	△	△	×	
土・日・祭	○	△	△	×	

△：サービスご希望の方はご相談ください。※時間帯によっては割増料金が掛かります。

3 サービス内容

身体介護　排泄介助・おむつ交換・食事介助・清拭・更衣介助
入浴介助・体位交換・移乗、移動介助・通院、外出介助
自立生活支援のための見守り的援助

生活援助　掃除・洗濯・アイロン掛け・調理・買物・ベッドメイク
衣類の整理・被服の補修

4 利用料金（費用）について

（1）サービス利用料について（利用料＝単位数×11.05 円）

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として〔介護保険負担割合証の割合〕が自己負担となります。

サービス利用単位数×11.05 円×〔介護保険負担割合証の割合〕

（単位表）

サービス時　間	２０分未満	２０分以上 ３０分未満	３０分以上 ６０分未満	６０分以上
身体介護	１６３単位	２４４単位	３８７単位	５６７単位

※所要時間６０分から計算して３０分増すごとに８２単位加算になります。

サービス時　間	２０分以上４５分未満	４５分以上
生活援助	１７９単位	２２０単位

加算・減算について

初回加算（初回サービス時のみ）	２００単位加算／１ヶ月
緊急時加算	１００単位加算／１ヶ月
同一建物居住者に対する訪問減算	１ヶ月サービス単位の 10%減算
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	１ヶ月サービス単位の 27%加算

※基本料金に対して、早朝（午前６時～午前８時）、夜間（午後６時～午後 10 時）時間帯は上記料金の２５％増し、深夜（午後 10 時～午前６時）時間帯は同５０％増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情で、かつ、お客さまの同意を得て２人で訪問した場合は、２人分の料金となります。（※厚生労働省で定める基準による）

（2）交通費について

前記２の（1）のサービスを提供する地域への交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供の場合は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴いたします。

通院介助等で交通機関を利用される場合等には同行の訪問介護員の費用負担をお願い致します。

（３）キャンセル料について

お客様のご都合によりサービスを中止する場合（キャンセル）は、下記の通りキャンセル料を頂戴致します。サービス中止ご希望の場合は、すみやかにご連絡下さい。

（連絡先電話番号：０４２－４９３－６５６１）

ご利用の２４時間前までにご連絡いただいた場合	キャンセル料無し
上記以外の場合	１,２００円／時間

（４）その他

①お客さまのお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はお客さまのご負担になります。

②料金のお支払い方法

請　求　書：毎月１０日に前月ご利用分請求書を発行致します。

お支払期日：月末最終日の前日までお願い致します。

お支払方法：現金でのお支払いをお願い致します。

（お支払い時に領収書を発行致します。）

５ サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まず、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。

（２）サービスの利用終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設等に入所された場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援認定区分もしくは非該当(自立)と認定された場合

（要支援認定区分の場合改めて契約となります。）

・お客様が亡くなられた場合および被保険者資格を喪失した場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促を受けたにもかかわらず１０日以内にお支払いが無い場合、またはお客様やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴

運営の方針

・事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその所有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

・事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせに従い、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連　絡　先	
緊急時のご連絡先	氏　　名	
	連　絡　先	

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所のお客様相談窓口

電　　話　　０４２－４９３－６５６１

受付時間　　９：００～１７：００（月曜日～土曜日）

② その他

当事業所以外に、区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

清瀬市生涯健幸部介護保険課介護サービス係　　連絡先電話０４２－４９２－５１１１(代表)

9 当法人の概要

・名称・法人種別　　社会福祉法人 救世軍社会事業団

・本営所在地　　東京都千代田区神保町２丁目１７番地
電話（０３）－３２３７－０８８１

・本事業所所在地　　東京都清瀬市竹丘１－１７－２４

・管理者氏名　　管理者　　村上　　真

・定款の目的に定める事業

１ 第１種社会福祉事業

① 児童養護施設の経営
② 女性自立支援施設の経営
③ 救護施設の経営
④ 特別養護老人ホームの経営
⑤ 軽費老人ホームの経営

２ 第２種社会福祉事業

① 保育所の経営
② 地域子育て支援拠点事業の経営
③ 一時預かり事業の経営
④ 放課後児童健全育成事業の経営
⑤ 里親支援センターの経営
⑥ 児童自立生活援助事業の経営
⑦ 生計困難者に対して無料または低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
⑧ 老人居宅介護等事業の経営
⑨ 老人短期入所事業の経営

以上重要事項について、説明を受けました。

事 業 者 名　　社会福祉法人 救世軍社会事業団 救世軍ホームヘルパーステーションいずみ
事業者番号　　１３７４７００６２１
住　　所　　東京都清瀬市竹丘１－１７－２４
代表者氏名　　管理者　　村上　　真

説明者氏名＿＿山崎　　友子＿＿　　印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

（代理人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印　）